

令和7年 8 月 4 日

関 係 各 位

門司海上保安部

航行安全課長

海峡花火大会における航泊の禁止について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から関門港における船舶交通の安全確保に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、8月13日（水）午後8時00分から午後8時50分までの間、関門港門司区西海岸ふ頭沖合及び下関区岬之町ふ頭沖合において、関門海峡花火大会が開催されることに伴い、別添の港長公示第3号（令和7年8月4日付け）により付近海域における船舶の航泊を禁止することと致しましたので、貴傘下関係者に周知方よろしくお願いいたします。

また、航泊禁止区域内を定係地とされる船舶の航泊も禁止されますが、やむを得ない事由により航行する可能性のある船舶がある場合、令和7年8月7日（木）までに別添用紙に必要事項を記載のうえ、FAXにてご連絡下さい。

やむを得ず運航される場合でも、行事の進行と競合し危険と判断される場合は、時間調整等をさせて頂く場合もございますので、ご了承ください。

謹白

問い合わせ先

門司海上保安部 航行安全課

TEL : 093-321-0398

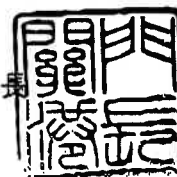
FAX : 093-331-1168

港長公示第 3 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により、公示する。

令和 7 年 8 月 4 日

関 門 港 長



海峡花火大会の開催に伴う航泊の禁止について

関門港門司区西海岸ふ頭沖合及び下関区岬之町ふ頭沖合において、花火大会が行われるため、下記のとおり船舶の航泊を禁止する。

ただし、関門港長が認めた船舶及び当該行事に従事する船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期 間

令和 7 年 8 月 13 日（水）午後 6 時 30 分から午後 9 時 30 分までの間

ただし、午後 9 時 30 分までに行事が終了した場合は、安全が確認された時間までとする。

2 区 域（別図参照）

（1）関門港門司区

次の各地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

- ① 北緯 33 度 56 分 45.7 秒 東経 130 度 57 分 28.8 秒
- ② 北緯 33 度 57 分 03.1 秒 東経 130 度 57 分 12.8 秒
- ③ 北緯 33 度 56 分 46.9 秒 東経 130 度 56 分 58.3 秒
- ④ 北緯 33 度 56 分 30.3 秒 東経 130 度 57 分 13.5 秒

（2）関門港下関区

次の各地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

- ⑤ 北緯 33 度 57 分 20.8 秒 東経 130 度 56 分 44.5 秒
- ⑥ 北緯 33 度 57 分 14.6 秒 東経 130 度 56 分 50.3 秒
- ⑦ 北緯 33 度 56 分 44.6 秒 東経 130 度 56 分 18.7 秒
- ⑧ 北緯 33 度 56 分 33.2 秒 東経 130 度 56 分 14.1 秒
- ⑨ 北緯 33 度 56 分 35.3 秒 東経 130 度 55 分 58.4 秒
- ⑩ 北緯 33 度 56 分 50.9 秒 東経 130 度 55 分 53.5 秒
- ⑪ 北緯 33 度 56 分 51.5 秒 東経 130 度 55 分 59.5 秒

3 備 考

（1）航泊禁止期間中、現場付近に警戒船（門司区側 9 隻、下関区側 6 隻）が配備される。

（2）航泊禁止区域を明示するために、標識船（門司区側 2 隻、下関区側 3 隻）が配備される。

（3）航泊禁止期間中、巡視艇が警戒にあたるので、同艇から指示があった場合はこれに従うこと。



別添

関門港長 殿

港長公示第3号により令和7年8月13日（水）午後6時30分から午後9時30分までの間、関門港門司区西海岸ふ頭沖合及び下関区岬之町ふ頭沖合における船舶の航泊が禁止されますが、次の船舶につきましては自船による安全確保はもとより、現場配備の行事警戒船の指示に従うなど、行事に支障のないように航行させますので、航泊禁止除外船舶としてご了承願います。

会社名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

航行船舶制限区域航行希望船舶一覧（太枠のみ記入してください）

| 船名<br>緊急連絡先 | 時間 | 理由 | 適用<br>(この欄記入不要)<br>・行事参加<br>・港長制限解除<br>・緊急用務<br>・行事参加<br>・港長制限解除<br>・緊急用務<br>・行事参加<br>・港長制限解除<br>・緊急用務<br>・行事参加<br>・港長制限解除<br>・緊急用務<br>・行事参加<br>・港長制限解除<br>・緊急用務 |
|-------------|----|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             |    |    |                                                                                                                                                                  |
|             |    |    |                                                                                                                                                                  |
|             |    |    |                                                                                                                                                                  |
|             |    |    |                                                                                                                                                                  |

※送付先 門司海上保安部航行安全課  
FAX 093-331-1168